

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 4 0 号

伊勢崎市部設置条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市部設置条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市部設置条例(平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ウを削り、同条第 1 1 号ウ中「市営住宅」を「住宅政策及び市営住宅」に改め、同条第 1 2 号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 交通に関する事項

(伊勢崎市環境審議会条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市環境審議会条例(平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「環境保全課」を「環境政策課」に改める。

(伊勢崎市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 1 項第 1 号中「環境政策課」を「資源循環課」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第41号

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員定数条例（平成17年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「消防職員 260人」を「消防職員 283人」に、「総計 1,764人」を「総計 1,787人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第42号

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第43号

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る被保険者から適用し、同日前までの出産に係る被保険者については、なお従前の例による。

伊勢崎市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第44号

伊勢崎市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市こども発達支援センター条例（平成23年伊勢崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（職員）

第5条 支援センターに所長その他必要な職員を置く。

第6条から第8条までを削る。

第9条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」

を削り、同条を第6条とする。

第10条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第7条とする。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第12条中「施設等」を「支援センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、支援センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に支援センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、支援センターの管理の業務を行うに当たっては、関係法令、条例及びこの条例を遵守するとともに、支援センターの設置目的に従い最も効果的な管理運営に努め、利用者に対し良質なサービスを提供しなければならない。

3 第1項の規定により、指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合において、第6条第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条第2項中「市長は、前項に規定する休所日のほか、支援センターの管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、前項に規定する休所日のほか、支援センターの管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手続等）

第11条 指定管理者を指定する手続等については、伊勢崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第58号）の規定による。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援センターの管理に関し市長が必要と認める業務

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の管理の期間)

第13条 指定管理者が支援センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例及び伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第45号

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例及び伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成24年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3伊勢崎駅周辺地区地区整備計画区域の部(1)駅南口西街区地区の款建築してはならない建築物の項中「第2条第1項第1号」の次に「、第6項、第9項及び第11項」を加え、「風俗営業の用」を「営業の用」に、
「6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定する施設

7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

を

- 8 法別表第2 (㏯)項第2号及び(㏱)項第3号に掲げる事業を営む工場
- 9 法別表第2 (㏱)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

「6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

- 7 法別表第2 (㏯)項第2号及び(㏱)項第3号に掲げる事業を営む工場 に
- 8 法別表第2 (㏱)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

改め、同部(2)駅南口東街区地区の款建築してはならない建築物の項中「第2条第1項第1号」の次に「、第6項、第9項及び第11項」を加え、「風俗営業の用」を「営業の用」に、

「5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定する施設

6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの を

- 7 法別表第2 (㏯)項第2号及び(㏱)項第3号に掲げる事業を営む工場
- 8 法別表第2 (㏱)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

「5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

- 6 法別表第2 (㏯)項第2号及び(㏱)項第3号に掲げる事業を営む工場 に
- 7 法別表第2 (㏱)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

改め、同部(3)駅北口駅前広場地区の款建築してはならない建築物の項中「第2条第1項第1号」の次に「、第6項、第9項及び第11項」を加え、「風俗営業の用」を「営業の用」に、

「6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定する施設

7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの を

8 法別表第2 (ハ)項第2号及び(ロ)項第3号に掲げる事業を営む工場

9 法別表第2 (ロ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

「6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

7 法別表第2 (ハ)項第2号及び(ロ)項第3号に掲げる事業を営む工場 に

8 法別表第2 (ロ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

改め、同部に次のように加える。

(4) 駅周辺地区

建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号、第6項、第9項及び第11項に規定する営業の用に供する施設
--------------	---

(伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例(平成17年伊勢崎市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「令」という。」を削る。

第3条第3号を削る。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第2項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条第1項第2号ロ及びニに掲げる土地」を「第29条の9各号に掲げる区域として規則で定める区域」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第1号、第2号及び第5号中「開発行為」の次に「(第3条第2号に規定する規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。